

広島市地域防災計画の主な修正項目 (国の防災基本計画の修正等に伴うもの)

- 1 地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について……P.1
- 2 「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」が発表された際の本市の対応について……P.2～P.3

1 地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について

(1) 経緯

平成29年6月に「水防法」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が改正され、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下「施設管理者等」という。）には、次のことが義務づけられた。

- ア 利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）の作成及び市町村長への報告
- イ 避難確保計画に基づく訓練の実施

(2) 修正内容

上記が義務づけられたことを受け、地域防災計画に以下の項目を追記する。

- ア 施設管理者等による避難確保計画の作成及び市長への報告
- イ 施設管理者等による避難確保計画に基づく訓練の実施
- ウ 施設管理者等による自衛水防組織の設置（努力義務）
- エ 本市による施設管理者等に対する避難確保計画の作成・見直しや訓練実施等の取組の推進における指導・支援

(3) 新旧対照表

修正前	修正後
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画 第1 洪水予防対策 3 警戒避難体制の整備 (1)～(4) (略)	基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画 第1 洪水予防対策 3 警戒避難体制の整備 (1)～(4) (略) <u>(5) 避難確保計画の作成等</u> <u>資料編2-2-2に掲げる要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、これを市長に報告する。</u> <u>また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、自衛水防組織を置くよう努める。</u> <u>本市は、避難確保計画の作成・見直しや訓練実施等の取組を推進するため、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要な指導・支援を行う。</u>

※ 基本・風水害対策編第2章第2節第4「土砂災害・宅地災害等の予防対策」においても同様に修正する。

(4) 今後の対応方針

平成33年度までに対象となる全ての要配慮者利用施設の施設管理者等が避難確保計画を作成することを目標とし、関係部局と連携して、施設管理者等に対して、避難確保計画の作成について必要な指導・支援を行うとともに、作成した計画に基づく避難訓練の実施についても必要な指導・支援を行う。また、自衛水防組織については、その設置及び避難確保計画への規定を働きかける。

※ 平成30年2月末時点の避難確保計画の作成率 30.3%

避難確保計画を作成すべき施設数	1,615施設
既に避難確保計画を作成した施設数	489施設

【要配慮者利用施設の区分及び関係部局】

区分	施設区分	関係部局
社会福祉施設	救護施設、養護老人ホーム、通所介護事業所、就労移行支援事業所、地域活動支援センター、原爆養護ホーム等	健康福祉局
	保育所、認定こども園、乳児院等	こども未来局
	児童館、放課後児童クラブ	教育委員会
学 校	幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校等（私立を含む。）	教育委員会等
医 療 施 設	病院、診療所、助産所	健康福祉局
そ の 他	青少年教育施設	教育委員会

2 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表された際の本市の対応について

(1) 経緯

平成29年9月26日、中央防災会議防災対策実行会議で「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の検討結果が報告された。その報告書には、地震予知は困難であるが、南海トラフ沿いで発生する大規模地震につながる可能性がある現象を観測し、その分析や評価結果を防災対応に活かすことができるよう、適時的確な情報の発表に努めることが重要であると指摘されている。また、国・地方公共団体はあらかじめ当面の暫定的な防災体制を定めておく必要があるとの報告がなされた。

この報告書を受け、新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとし、平成29年11月1日から運用を開始している。

【南海トラフ地震に関連する情報】

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象（※）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	<ul style="list-style-type: none"> ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

※ 南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

(2) 修正内容

気象庁から、「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表された際に、国及び広島県から発表される情報の収集や市民への情報提供等を行う体制を強化するため、災害応急組織の設置基準の変更を行う。

ア 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の情報が発表された場合、注意体制を設置し、国及び広島県から発表される情報の収集を行い、全庁で収集結果の情報共有を図る。

イ 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された旨の情報が発表された場合、警戒体制を設置し、国及び広島県から発表される情報の収集を行い、全庁で収集結果の情報共有を図るほか、必要に応じて市民への情報提供等を行う。

なお、いずれの場合も、発表された情報の内容によって、他の災害応急組織体制の設置や職員の動員体制について検討する。

(3) 新旧対照表

修正前		修正後	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用 第3 注意体制 1 設置及び廃止 (1) (略) (2) 設置基準		基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用 第3 注意体制 1 設置及び廃止 (1) (略) (2) 設置基準	
設置基準	ア 気象台から本市に次の気象注意報・警報が発表されたとき。 (ア) 大雨注意報 (イ) 洪水注意報 (ウ) 大雪警報 (エ) 暴風雪警報 _____ _____ _____ イ 上記のほか、危機管理室災害対策課長が必要と認めたとき。	設置基準	ア 気象台から本市に次の気象注意報・警報が発表されたとき。 (ア) 大雨注意報 (イ) 洪水注意報 (ウ) 大雪警報 (エ) 暴風雪警報 <u>イ 気象庁から、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の情報が発表されたとき。</u> ウ 上記のほか、危機管理室災害対策課長が必要と認めたとき。
摘要	① 網掛け部分は、自動設置とする。 _____ _____ ② 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。	摘要	① 網掛け部分は、自動設置とする。 ② <u>イについては、発表された情報の内容によって、他の災害応急組織体制の設置や動員体制について検討する。</u> ③ 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。
(3)・(4) (略) 2 (略)		(3)・(4) (略) 2 (略)	
第4 警戒体制 1 設置及び廃止 (1) (略) (2) 設置基準		第4 警戒体制 1 設置及び廃止 (1) (略) (2) 設置基準	
設置基準	ア 気象台から本市に次の気象警報が発表されたとき。 (ア) 大雨警報 (イ) 洪水警報 _____ _____ _____ イ 上記のほか、危機管理室長が必要と認めたとき。	設置基準	ア 気象台から本市に次の気象警報が発表されたとき。 (ア) 大雨警報 (イ) 洪水警報 <u>イ 気象庁から、南海トラフ沿いで観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された旨の情報が発表されたとき。</u> ウ 上記のほか、危機管理室長が必要と認めたとき。
摘要	① 網掛け部分は、自動設置とする。 _____ _____ ② 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。	摘要	① 網掛け部分は、自動設置とする。 ② <u>イについては、発表された情報の内容によって、他の災害応急組織体制の設置や動員体制について検討する。</u> ③ 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。
(3)・(4) (略) 2 (略)		(3)・(4) (略) 2 (略)	

※ 震災対策編においても同様に修正する。